

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和6年10月18日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項 組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	報 告	28	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度和泉市一般会計補正予算(第2号))【総務企画所管分】	P. 40
2	議 案	51	工事請負契約締結について(和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事)	P. 45
3	議 案	52	財産取得について(職員用ノートパソコン)	P. 49
4	議 案	53	財産取得について(庁舎第1分館備品(机・椅子等))	P. 51
5	議 案	54	和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 53
6	議 案	63	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)【総務企画所管分】	P. 83

分割付託案件内訳

※ 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度和泉市一般会計補正予算(第2号))

○歳入

※ 議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

○歳入

○歳出のうち

12款 諸支出金

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	埜 田 英 伸	副 委 員 長	谷 上 昇
委 員	森 久 往	委 員	スペル・デルフィン
委 員	阿 部 博	委 員	遠 藤 隆 志
委 員	小 林 昌 子	委員（議長）	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副 議 長 吉 川 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	森 吉 豊
副 市	長	吉 田 康 人
参 与		並 木 敏 昭
危 機 管 理 部	長	山 本 文 昭
総 務 部	長	土 本 修 一
会 計 管 理 者		近 藤 眞 理
行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長		藤 原 美 津 子

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課長補佐	上 岡 繁	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡
総務課議事調査係主事	但 馬 慧 哉		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○埜田英伸委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○埜田英伸委員長 それでは、ここで市長の挨拶をお願いします。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

埜田委員長、谷上副委員長はじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○埜田英伸委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○埜田英伸委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

はい、並木参与。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○並木敏昭参与 参与の並木です。

総務企画委員会所管の課長級以上の職員を紹介させていただきます。

総務企画委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以降、順次、各所属長から組織機構説明並びに職員紹介をさせていただきます。

○埜田英伸委員長 はい、山本危機管理部長。

○山本文昭危機管理部長 危機管理部の山本でございます。

それでは、総務企画委員会関係行政機構図1ページに沿って、危機管理部の組織機構及び職員の紹介をさせていただきます。

まず、組織体制でございますが、危機管理部は危機管理課1課1系の体制で、主に防犯・防災を担い、職員数は7名です。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○埜田英伸委員長 前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

機構図の2ページを御覧ください。

市長公室の組織機構は、秘書課、広報・協働推進室、政策企画室、人事課の2室2課で、派遣職員7名を含めて職員数は55名です。

次に、課長級以上の職員を御紹介させていただきます。

(職員紹介)

○埜田英伸委員長 土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

続きまして、総務部の組織機構と職員を紹介させていただきます。

行政機構図の4ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室の4室2課体制で、職員数は94人です。

次に、課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○埜田英伸委員長 近藤会計管理者。

○近藤眞理会計管理者 会計管理者の近藤です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続きまして、会計室を御紹介させていただきます。

行政機構図の7ページをお願いいたします。

会計室は1室の体制で、職員数は6人です。

次に、課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○**埜田英伸委員長** 藤原行政委員会総合事務局長。

○**藤原美津子行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の藤原でございます。

行政委員会総合事務局を紹介させていただきます。

行政機構図の8ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局の5つの事務局を所管しております。職員数は13名です。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○**埜田英伸委員長** 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○**埜田英伸委員長** それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算

(第2号) 〈総務企画所管分〉

○**埜田英伸委員長** 議事第1、報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度和泉市一般会計補正予算（第2号））の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する報告の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第28号の本委員会所管部分を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第28号の本委員会所管部分は承認されました。



◎**議案第51号 工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事）**

○**埜田英伸委員長** 議事第2、議案第51号 工事請負契約締結について（和泉市立人権文化センター市民文化ホール除却工事）を議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○**土本修一総務部長** 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第51号 工事請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、市立人権文化センター市民文化ホール除却工事、契約の方法は、公募型指名競争入札、契約金額は4億4,987万2,500円、契約の相手方は岡兵木材工業株式会社、代表取締役、岡本和剛と契約しようとするものでございます。

続いて、46ページの参考資料をお願いいたします。

工事概要でございますが、工事場所は和泉市伯太町六丁目市内、工事種別は解体工事、工事内容は市民文化ホール、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積2,344.17平方メートル及び附属建築物除却工事でございます。工期は、御議決をいただきました日から令和7年10月24日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、47ページ以降に位置図等の図面を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第51号 工事請負契約締結についての説明を終わらせていただきます。

○**埴田英伸委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

遠藤委員。

○**遠藤隆志委員** 大阪維新の会の遠藤です。

委員長、この議案なんですけど、工事請負契約締結の議案なんですけれども、市民文化ホールの除却の契約ですので、ちょっとそのあたりについて、質問はないんですけれども、意見だけ言わせていただいても構わないでしょうか。

○**埴田英伸委員長** はい、どうぞ。

○**遠藤隆志委員** はい、ありがとうございます。

この市民文化ホールの除却につきましては、さきの予算審査特別委員会において、人権文化センター本館と市民文化ホールを2段階で除却するのではなくて、一括して除却をすべきであるということのを会派から指摘をさせていただいておりました。今回の先行除却については、市として施設の適正管理及び事業の代替地活用も含めた跡地活用なども踏まえ、庁内調整の上、総合的に判断し、除却を行うもので、代替地取得業者からの希望に沿う形で、無理

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

な除却スケジュールで進めるものではないと以前、御答弁されていたと記憶をしております。

そもそも、最初から一括して除却する積算を行っていないというところについて、ここも以前にも会派として言わせていただいていたんですけど、やはりここには違和感を覚えます。やはり、一括除却と2段階除却の費用を比較して積算すれば、先ほどの庁内調整の上、総合的に判断ということになれば、また答えも違ってきたんではないかなというふうに思っております。

また、一括除却の積算をしてないが、2段階除却との差額は約5,000万円程度であるというふうにもお示しをされておりました。この金額もちょっと以前にも指摘しておりますけれども、やはり昨今の物価高騰等の様々な要因によって大きく増額する可能性もあります。ただ、あくまでも積算してないんで、この5,000万円が1億円になりましたよと言ったところで、いや、そもそもしてないんですから、あれはあくまでも5,000万円というのはそのとき出したものですよという形で、やはりそのあたりが少し問題があるんじゃないかなというふうに思っております。

5,000万円というのはやっぱり大きな金額ですので、やはりこういったところを一つ一つしっかりと無駄というんですか、抑えていって、本当に必要なところに必要な予算を充当することで、やはり市民サービスの向上につながるのではないかなと思っておりますので、今後については我々議会、そして市民の皆様が納得できるような予算編成、予算執行というものをお願いいたしまして、私からの意見とさせていただきます。

ありがとうございます。

○埜田英伸委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第51号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号 財産取得について（職員用ノートパソコン）

○埜田英伸委員長 議事第3、議案第52号 財産取得について（職員用ノートパソコン）を議題といたします。

議案の説明を願います。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程をいただき、本委員会に付託されました議案第52号 財産取得についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書の49ページを御覧ください。

本案件は、市が財産を取得するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

取得する財産は、職員用ノートパソコン、契約の方法は指名競争入札で、取得予定価格は1,938万7,500円です。

取得の相手方は、株式会社エヌ、代表取締役、中塚利彦です。

議案書50ページに参考資料としまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第52号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埜田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第52号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号 財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等））

○**埜田英伸委員長** 議事第4、議案第53号 財産取得について（庁舎第1分館備品（机・椅子等））を議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○**土本修一総務部長** 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第53号 財産取得について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

本案件は、庁舎第1分館備品の財産を取得するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

まず、取得する財産といたしましては、机・椅子等です。

契約の方法は、指名競争入札、取得予定価格は1,887万4,900円です。

次に、取得の相手方は、株式会社エヌ、代表取締役、中塚利彦です。

なお、52ページには、参考資料といたしまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第53号 財産取得についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○**埜田英伸委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

遠藤委員。

○**遠藤隆志委員** ごめんなさい。結構です。

○**埜田英伸委員長** いいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第53号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎**議案第54号 和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について**

○**埜田英伸委員長** 議事第5、議案第54号 和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

前田市長公室長。

○**前田正和市長公室長** 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第54号 和泉市ふるさと元気寄附

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書53ページを御覧ください。

まず、提案理由は、地域再生法に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する企業からの寄附を活用できるよう、企業版ふるさと納税制度を導入するとともに、個人等からの寄附金に係る返礼品等の経費について、一般財源から確保する負担を軽減するため、当該寄附金を財源として充てられるようにするものでございます。

次に、その内容でございますが、54ページを御覧ください。

まず、第1条の新旧対照表は、和泉市ふるさと元気寄附条例を一部改正するもので、第1条、目的では、企業版ふるさと納税を導入するため、寄附をしていただく対象に「法人その他の」を追加し、また第2条の事業の区分において、寄附金の活用事業として、第5号、企業版ふるさと納税活用事業を追加するものです。

55ページを御覧ください。

第3条第1項は、寄附金の管理について、企業版ふるさと納税による寄附金を個人等からの寄附金と同様に、和泉市ふるさと元気基金で管理することを定めるもので、第3条第2項は、個人等からの寄附金に対する返礼品などの経費を一般財源から確保する負担を軽減するため、寄附金を基金に積み立てずに直接活用できる場合として、当該寄附金に係る経費に充てることができるよう改正するものです。

続いて、第2条の新旧対照表は、和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正するもので、企業版ふるさと納税の寄附金についても本基金で管理することに伴う改正を行うものです。

56ページを御覧ください。

最後に附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第54号の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埴田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

関戸委員。

○関戸繁樹委員 五月会の関戸です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

条例改正ということなんですけれども、この企業版ふるさと納税につきましては、今年の3月議会のこの協議会におきまして、有効な歳入確保策ということで、導入の要望、また提案をしておりましたけれども、このたび制度化いただけるということで、まず感謝をしております。

ただ、この企業版ふるさと納税なんですけれども、現時点では今年度、令和6年度までの期限つきということのはずなんですけれども、今後の延長の見込みについて教えてもらえますか。

○埴田英伸委員長 田嶋課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

現在の企業版ふるさと納税制度は、令和6年度末まででございまして、令和7年度以降の延長につきましては、令和6年12月頃に示される令和7年度税制改正の大綱にて、延長するかどうかの方針が示される見込みです。

このため、延長のめどは現時点では分かりませんが、全国市長会から令和7年度都市税制改正に関する意見として、延長要望しているほか、内閣府及び内閣官房や各種団体から延長の要望が出されているところです。

以上です。

○埴田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えでは、全国市長会や内閣府のほうから延長の要望がされているということです。それと12月ぐらいに分かるということなんですけれども、それではここからは、延長を前提としてお尋ねしてまいりますけれども、この企業版ふるさと納税ですけれども、和泉市に主たる事務所であるとか事業所がある場合は制度の対象外ということですので、つまり市外の企業さんから御寄附を頂くという必要があるんですけれども、実際問題、和泉市に縁もゆかりもないような企業さんから御寄附を頂くというのはなかなか難しいかと思えます。それで、もちろん職員さんも苦勞されるかと思うんですけれども、今後、この制度が延長された場合、寄附金の獲得に向けまして、どのようなアプローチを考えているのか教えてください。

○埴田英伸委員長 はい、田嶋課長。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委員御指摘のとおり、企業版ふるさと納税は市外企業が対象となることから、寄附金の獲得は容易ではないと想定しますが、まずは本市と包括連携協定を締結しております企業を中心にアプローチしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**埜田英伸委員長** 関戸委員。

○**関戸繁樹委員** ありがとうございます。

お答えでは、和泉市と包括連携ですか、そういった協定を結ばれているところからアプローチするということでした。

確かに、その類いの企業さんであれば和泉市と接点がございますので、アプローチもしやすいかなというふうに思っておるんですけども、せっかく条例改正するわけですから、そこにとどまらず広く獲得していくという点では、それ以外の企業へのアクションも必要なはずですが、ただ、本市と全く関わりのない企業へのアプローチ、何度も申し上げますけれども、職員さんだけでは困難といいますか、現実的にはそこまでの労力を割いていくと、営業活動を重ねるといことは厳しいのかなというふうに思っております。

加えますと、個人版のふるさと納税であれば、返礼品ということで直接的な恩恵があるわけですが、企業版ふるさと納税であれば、そういった見返りというよりも、税の軽減といった部分がメリットとなっておりますので、なおさら困難ではないのかなというふうに思っています。

そこで、この企業版ふるさと納税につきまして、民間企業を活用しているような事例があるということも聞いたことがあるんですけども、実際、そのような事例があるのかという点と、うまくこの期間が延長された場合に、寄附金の獲得に向けまして、本市としてどのように取り組んでいこうと考えておられるのか教えてください。

○**埜田英伸委員長** 田嶋課長。

○**田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長** 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

企業版ふるさと納税における企業とのマッチング支援について、他の自治体では寄附金額の2割を成功報酬として、民間企業と委託契約をしている事例があります。

他団体の事例も参考にしながら、予算化に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○**埜田英伸委員長** 関戸委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

民間企業と成功報酬制で契約しているところがあるということでお答えいただきました。

冒頭に申し上げましたとおり、財源確保としましては非常に有効だというふうに思っております。その中で、御答弁では2割といった数字も出されましたけれども、この2割が安いのか高いのか、ちょっと私には現時点では分からないんですけれども、ただ取り組まなければゼロということですので、ぜひ予算化に向けて努力を重ねていただきますことを要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○埜田英伸委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第54号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）〈総務企画所管分〉

○埜田英伸委員長 議事第6、議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第63号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○**埜田英伸委員長** 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時31分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 埜 田 英 伸